

国際課税のケース・スタディ

非居住者等のわが国不動産投資に係る源泉徴収義務等の課税関係

税理士 高山 政信

[事例]

台湾の居住者Aは、日本の不動産を購入して、賃貸等をしながら機会をみて譲渡を考えているが、その場合の課税関係はどのようになるのか。また、Aが保有する台湾法人B社を通じて取得した場合はどうか。

なお、いずれの場合も国内に恒久的施設を有しておらず、取得予定の不動産も貸ビル等の恒久的施設に該当しない程度のものである。

[ポイント]

最近の円安や投資利回り等の観点から日本の不動産投資に关心が高まっているようである。今回は、小規模な投資で、日本での不動産に係る活動が恒久的施設を有しない場合を取り扱う。不動産投資を不動産の貸付と不動産の譲渡を中心に、次の項目に分けて検討する。なお、本稿は、平成27年6月1日現在施行されている税法に基づいている。

- 1 恒久的施設を有しない非居住者の課税関係
- 2 恒久的施設を有しない外国法人の課税関係
- 3 源泉徴収
- 4 租税条約の適用関係
- 5 納税管理人等

[検討]

わが国に不動産投資する場合、個人（わが国の非居住者）が直接投資する場合及び当該個人が保有する法人（わが国の外国法人）が直接取

得する場合の課税関係は、次のとおりとなる。

1 恒久的施設を有しない非居住者の課税関係

非居住者は、国内源泉所得に限定して課税されるが、所得税が総合課税（確定申告の対象）される国内源泉所得と、所得税が源泉徴収されて課税関係が終了する国内源泉所得に分かれている。

(1) 総合課税の対象

恒久的施設を有しない非居住者に対して課する所得税の額は、次の各号に掲げる国内源泉所得の合計額について、非居住者に対する所得税の総合課税の規定を適用して計算したところによることとされている（所法164①四）。

- イ 所得税法161条1号（国内源泉所得）及び1号の3（国内にある不動産の譲渡対価）に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるもの
- ロ 所得税法161条2号（人的役務の提供事業の対価）及び3号（国内にある不動産等の賃貸料等）に掲げる国内源泉所得したがって、国内に恒久的施設を有しない非居住者については、事業所得についての課税はないが、本事例による国内にある不動産の賃貸料及び譲渡による所得は、所得税の総合課税の対象とされることになる。

なお、所得税法161条1号の2から12号に規定する国内源泉所得については、国内での支払の際に所得税の源泉徴収の対象となっており、

不動産所得の場合は、その支払の際に20.42%の所得税が源泉徴収され、国内不動産の譲渡する場合は、その支払の際に10.21%の所得税が源泉徴収され（所法212、213）、確定申告において精算される。

(2) 分離課税

恒久的施設を有しない非居住者が所得税法161条4号から12号までに掲げる国内源泉所得を有する場合には、その非居住者に対して課する所得税の額は、上記(1)の総合課税の対象となるもののか、当該国内源泉所得について非居住者に対する所得税の分離課税（源泉徴収）の規定を適用して計算したところによるものと規定されている（所法164②二）。

不動産投資による収益を国内の金融機関に預金として預け入れていた場合の金融機関からの利子が、この分離課税の対象になることになる。

(3) 具体的な課税の方法等

恒久的施設を有しない非居住者が総合課税の対象とされる国内源泉所得を有する場合は、居住者の確定申告する場合に準じて、各種所得金額を算出することになる（所法165、166）。

イ 不動産所得の金額

不動産の賃貸料は不動産所得に分類される。

不動産所得の金額は、居住者の場合に準じて計算される。具体的には、居住者が不動産所得の金額を算出する場合と同様に計算され、所得税額も累進税率が適用されて算出されることになる。

ロ 譲渡所得の金額

国内にある不動産等の譲渡による所得は、通常、土地等に係る譲渡所得となる。

土地等に係る譲渡所得の金額は、他の総合課税される所得と分離したところで譲渡所得の金額が算出されることになる（措法31①、32①）。

譲渡所得の金額の算出方法は、居住者の場合と同様に、譲渡収入から取得費及び譲渡経費を控除して算出される（所法33③）。

所得税額は、譲渡所得の金額（基礎控除等の所得控除の適用がある場合はそれらを控除した後の金額）に15.315%（その年1月1日において所有期間が5年以下である短期譲渡所得の場

合は30.63%。）の税率を乗じたところで算出される。

ハ 所得控除

非居住者の確定申告（総合課税）に当たっては、基礎控除、雑損控除（国内のものに限られる。）及び寄附金控除が適用される。

(4) 利益の送金

所得税の課税後の利益について、海外へ送金しても源泉徴収等による所得税等の課税はない。

(5) 住民税

国内に恒久的施設を有しない非居住者については、通常、住民税の課税はないが、中長期の在留者で1月1日現在住民票を有している非居住者については、住民税が課税される可能性があることに注意する必要がある。

2 恒久的施設を有しない外国法人の 課税関係

恒久的施設を有しない外国法人は、基本的には、国内源泉所得に限定して課税されることとなるが、課税される国内源泉所得は、法人税が総合課税（確定申告の対象）とされる所得と、所得税が源泉徴収されて課税関係が終了する所得に分かれている。

(1) 総合課税：法人税の対象

外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得のうち次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とされている（法141四）。

イ 法人税法138条1号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるもの

ロ 法人税法138条2号（人的役務の提供事業の対価）及び3号（国内にある不動産等の賃貸料等）に掲げる国内源泉所得

したがって、国内に恒久的施設を有しない外国法人については、事業から生ずる所得について法人税の課税はないが、国内にある不動産の賃貸料及び譲渡による所得は、法人税の総合課税の対象とされることになる。

なお、所得稅法161条1号の2から7号まで及び9号から12号に規定する国内源泉所得については、国内での支払の際に所得稅の源泉徵収の対象となっており、不動產所得の場合は、その支払の際に20.42%の所得稅が源泉徵収され、国内不動產の譲渡する場合は、その支払の際に10.21%の所得稅が源泉徵収され（所法212, 213）、法人稅の確定申告において精算される。

(2) 分離課稅：所得稅の源泉徵収の対象

外国法人に対して課する所得稅の課稅標準は、その外国法人が支払を受けるべき所得稅法161条1号の3から7号まで及び9号から12号までに掲げる国内源泉所得の金額とされている（所法178）。

不動產投資による収益を国内の金融機關に預金として預け入れていた場合の金融機關からの利子が、この分離課稅の対象になることになる。

(3) 具体的な課稅の方法等

恒久的施設を有しない外国法人が法人稅の対象となる国内源泉所得を有する場合は、内國法人が確定申告する場合に準じて、各事業年度の所得の金額を算出することになる（法142, 145）。税率も内國法人の場合と同じである（法143）。

個人の場合と異なり、不動產の譲渡による所得について分離課稅されず、短期の譲渡所得についても重課稅の適用はない。

(4) 利益の送金

税引き後の利益については、源泉徵収されることなく本店に送金することができる。

(5) 住民稅

国内に恒久的施設を有しない外国法人について、住民稅の課稅はない。

3 源泉徵収

非居住者及び外国法人が国内源泉所得に該当する不動產所得及び国内不動產の譲渡をした場合は、それ源泉徵収の対象とされる（所法212, 213）。

不動產所得の場合は、その支払いの際に20.42%の所得稅が源泉徵収され、国内不動產の譲渡する場合は、その支払いの際に10.21%の所得稅が源泉徵収されることになる。

なお、国内不動產については、その譲渡対価が1億円以下でその土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲りうけた個人から支払われる場合は除かれている（所令281の3）。

4 租稅條約の適用關係

わが国は、台湾と租稅條約を締結していないので租稅條約の規定の適用はなく、国内法どおりの課稅關係となる。

また、仮に租稅條約を締結している國の場合であっても、不動產所得及び不動產の譲渡所得については、通常、租稅條約においても国内法どおりの課稅を容認していることから、結果として、国内法どおりの課稅となっている。

5 納稅管理人等

(1) 共通する支出

不動產取得稅、登録免許稅及び固定資產稅や契約書に貼付する印紙稅は、どの投資形態をとっても同じように課稅される。

(2) 納稅管理人の選定

国内に拠点を持たないで投資をする場合、毎年の納稅事務の処理（税務署等からの書類の受領、申告書の提出、予定納稅や確定納稅額の納稅等）のために、納稅管理人を選任しなければならない（國稅通則法117）。

また、固定資產稅は毎年課稅されることから、国内に恒久的施設等の拠点を持たない場合は、課稅通知の受領や納稅の便宜のため、所得稅及び法人稅の場合と同様に、納稅管理人の選定が非常に有効である。

6 まとめ

不動產投資に対する課稅關係は以上のとおりであるが、最近の国内不動產への投資は2020年の東京オリンピックまでに不動產價格高騰を狙ったものが多いとのマスコミ情報等がある。その場合は、早い段階で投資家はキャピタルゲインを確保して売り抜ける等の可能性があることから、上述のとおり、これらの所得は、支払者に源泉徵収義務が課されていることから、支払の際は、必ず源泉徵収をしておくべきことになる。